

ホットヨガ&コラーゲンスタジオ ピナ

入会案内



〒323-0022 栃木県小山市駅東通り2-4-15

TEL. 0285-32-6760

FAX. 0285-32-6766

URL. <http://eagle-sports.net/pinna/>

1. 入会手続き

- ①まず、会則（次頁にあります）に目を通して下さい。
- ②入会手続きには、次のものをご用意下さい。
 - ・入会申込書（必要事項をご記入下さい。）
 - ・入会金及び1ヶ月分の月会費、初期登録料
 - ・郵便局又は銀行のお通帳とお届け印
 - ・健康診断書（満70歳以上の方）
 - ・公的な身分証明書（運転免許証、保険証、外国人登録証明書、パスポート、在留カード等）
- ③月会費については、2ヶ月目以降は銀行引落としとさせていただきます。但し、入会手続き日によっては2ヵ月分を頂くことがあります。この場合は、3ヵ月目以降より銀行引落としとなります。
 - ・引落日 足利銀行・・・毎月当月8日 郵便局、足利銀行以外の銀行・・・毎月当月5日
- ④会員資格は、満18歳以上の女性の方とさせていただきます。

2. 会員の種類と予約・料金システム

◆会員の種類

- ①会員の種類は、月4回会員、月6回会員、月8回会員の3種類があります。
- ②各会員は1日2講座を上限として、それぞれの月利用回数で本スタジオをご利用できます。

◆講座の予約

- ①講座受講には予約が必要です。前の月の15日から講座開始30分前までご予約が可能となりますので、ホームページ上の予約専用コーナーからご予約下さい。但し、定員がございます。
- ②キャンセルされる場合は、必ず講座開始の1時間前迄に予約専用コーナーからお取消し下さい。そのままにされますと、ご利用されたとしてカウントされますので、ご注意願います。
また、レッスン開始後のご入場はお断りさせていただいておりますので、遅刻もカウントされますので、ご注意願います。

◆諸費用

①	会員種別	入会金	初期登録料	月会費
	月4回会員	10,800円	3,240円	8,640円
	月6回会員			11,340円
	月8回会員			12,960円

- ②種別変更をせずに回数を増やしたい場合は、チケット（@2,700円/回）をご利用下さい。
尚、チケットご利用時は、事前の電話予約が必要となります。（ホームページからの予約は出来ません。）

◆入会金

一旦ご入金された入会金は、事情の如何を問わず、返還しません。

◆初期登録料

入会手続き時に、初期登録料を頂きます。一旦ご入金された初期登録料は、事情の如何を問わず、返還しません。

◆月会費

- ①施設のご利用が無くても、「休会」又は「退会」の手続きがなされていない場合は、通常料金の月会費を頂戴し、事情の如何を問わず、返還しません。
- ②15日以降に入会手続きされる場合は、ご希望により、入会月に限り月会費・利用回数を半分にすることが出来ます。（例：4回会員の場合、月会費4,320円で2回の利用が可能。）

◆種別変更

会員種別の変更を希望される場合は、前の月の28日迄（例えば、9月から種別変更の場合、8月28日迄）にご来館頂き、330円お支払頂く事により、変更ができます。尚、月の途中での変更はできません。

◆休会

ご事情により休会される場合は、前の月の28日迄（例えば、9月休会の場合、8月28日迄）にご来館頂き、休会の手続きをお取り下さい。休会期間中は、正規月会費に代えて、休会料2,160円を頂戴します。

◆退会

ご事情により退会される場合は、前の月の28日迄にご来館頂き、退会の手続きを取り、会員証をご返却下さい。尚、足利銀行以外の金融機関から引落しの場合は、前の月の18日以降に手続きをされますと一旦口座から引落としとなるため、後日ご来館の上でのご返金となります。

◆会員証

ご利用時にフロントへお預け下さい。紛失及び破損等により会員証を再発行する場合は、再発行手数料として1,100円を頂戴します。

3. 施設利用案内

◆営業時間（都合により、変更する場合があります。）

	開館時間	閉館時間
・平日	10:00	～ 22:00
・土曜日	10:00	～ 19:00
・日曜、祝日	10:00	～ 18:00

◆定休日

毎週木曜日。

◆休業日

年末年始及びお盆休み、並びに臨時休業。工事等により臨時休業する場合は、その都度館内掲示やホームページ等でご案内致します。

◆レンタル用品

・バスタオル	150円	・Tシャツ	200円
・フェイスタオル	100円	・タンクトップ（パット付）	100円
・ヨガマット	300円	・短パン	200円

（表示価格は全て税込価格となります。）

ホットヨガ&コラーゲンスタジオ ピナ 会則

第1条 名称及び所在地

本会の名称はホットヨガ&コラーゲンスタジオ ピナ（以下本スタジオという）と称し、所在地は栃木県小山市駅東通り2-4-15に置く。

第2条 目的

本スタジオは会員及び利用者の健康の維持増進、並びに会員相互の親睦を図り、併せてスポーツの普及発展に寄与することを目的とする。

第3条 運営

本スタジオの運営・管理は、日本製粉スポーツ事業（株）（以下当社という）が行うものとする。

第4条 会員制度

- ①本スタジオは、会員制とする。
- ②本スタジオに入会を希望される方は、本会則に基づく入会契約を当社と締結しなければならない。
- ③会員は、本スタジオを利用しようとする時は、必ず会員証を提示しなければならない。

第5条 会員の種類と権利

- ①会員の種類は、月4回会員、月6回会員、月8回会員の3種類がある。
- ②各会員は1日2講座を上限として、それぞれの月利用回数で本スタジオ講座を受講できる。
- ③当社は、必要に応じて会員の種類を新規に設定し、又は廃止することができる。かかる場合、当社は事前に当社ホームページなどにおいて告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとする。

第6条 入会資格の取得

- ①本スタジオ会員として入会を希望する者は、本人確認書類を提示の上、所定の入会手続きをとり、本スタジオの資格審査による承認を得ると共に、入会金・月会費・初期登録料を本スタジオに納入しなければならない。
- ②会員及びビジター並びに体験入会者は満18歳以上とする。但し、20歳未満の場合は、当社がその他の資格要件を勘案し、総合的に判断して入会を認めた者に限る。
- ③医師が不適当と認めた者、反社会的勢力（暴力団関係者等）、刺青・タトゥーのある者等は会員の資格を取得できない。
- ④会員資格の権利は、他者に譲渡できない。
- ⑤満70歳以上の者は、医師による健康診断書を提出しなければならない。
- ⑥前各項に該当するか否かの判断にあたっては、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、入会希望者はこれに異議を述べることではない。

第7条 ビジター及び体験入会

- ①本スタジオは、会員同伴、又は本スタジオが認める者に限り、別途定める料金を支払うことにより、ビジター、又は体験入会者として施設を利用させることがある。
- ②反社会的勢力（暴力団関係者等）、刺青・タトゥーのある者等はビジター又は体験入会者として受け入れない。

第8条 入会金及び諸会費

- ①入会金、月会費、初期登録料は別途定める金額とし、如何なる場合もこれを返還しない。
- ②月会費の納入は、原則として毎月指定の金融機関口座からの自動引き落としとする。
- ③入会金、月会費、初期登録料、ビジター料金等について、経済情勢の変動等により改訂することがある。この場合、本スタジオは会員に事前に通知する。

第9条 会員証

- ①会員には会員証を発行する。会員が本スタジオを利用する際は、必ず会員証を提示しなければならない。
- ②会員証を他人に譲渡又は貸与することはできない。

第10条 会員資格の喪失

会員が次の各号に該当する場合、その資格を失う。

- ①退会。
- ②除名。
- ③死亡。
- ④第6条に定める入会資格を欠いた場合。
- ⑤当社が本スタジオの全てを閉鎖した場合。
- ⑥前4号に該当するか否かの判断については、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を申し立てることはできない。

第11条 除名

会員が次の各号に該当する場合は、本スタジオはその会員の資格の一時停止を含めて、除名することができ、会員は除名された時点で会員資格を喪失する。

- ①本スタジオの会則及び本スタジオの定める諸規則に違反した場合。
- ②本スタジオの名誉又は信用を傷つけた場合。
- ③本スタジオの秩序を乱した場合。
- ④諸費用の支払いを怠った場合、又は月会費を3ヵ月以上滞納若しくは自動引き落としが停止した場合。但し、除名となる迄の滞納分は、支払わなければならない。
- ⑤故意、又は本人の重大な過失により、施設、設備を破損した場合。
- ⑥重大な事由により、偽って入会した場合。
- ⑦その他、当社が本スタジオの会員として相応しくないと認めた場合。
- ⑧前各号に該当するか否かの判断については、当社は理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、会員はこれに異議を申し立てることはできない。

第12条 届出事項（変更、退会、休会）

- ①会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに本スタジオに届け出なければならない。
- ②会員が本スタジオを退会する場合は、退会する前月28日までに来場し、所定の様式にて退会届を提出の上、会費等の未納があればこれを完納し、速やかに会員証を返却しなければならない。但し、在籍期間を設けた特典適用の場合は、当該期間での退会はできない。
- ③会員が傷病等のやむを得ない事情により本スタジオを休会する場合は、前月28日までに本人若しくは代理人が本スタジオに来場し、所定の様式にて休会届を出すことにより、期間内の会費を減額することができる。

第13条 責任事項

- ①本スタジオを利用するにあたって発生した盗難・障害・会員間のトラブル・その他の事故等により会員が受けた損害については、明らかに本スタジオの責に帰する場合を除き、本スタジオは一切の責任を負わない。
- ②会員の同伴或いは紹介したビジターの支払い及び本スタジオ内での行為については、当該会員が連帯して責任を負うものとする。
- ③会員が、本スタジオ施設利用中に第三者とトラブルを生じた場合、当社は本スタジオ施設の管理者として施設管理者に必要な範囲でのみ介入するものとし、会員と第三者間の任意交渉、仲裁、民事手続き又は刑事手続き等において、当社は協力義務等何らの義務を負わない。

第14条 施設の利用制限及び閉鎖

当社は、次号に該当する場合は利用の制限或いは施設の閉鎖をすることがある。

- ①天災、法令の制定改廃、行政指導、社会及び経済情勢の著しい変化が起きた場合。
- ②本スタジオが主催する競技会及び催し物を実施する場合。
- ③施設の改善、修理、点検、その他やむを得ない事情が起きた場合。

第15条 個人情報保護

当社は、当社が保有する会員の個人情報について、以下の目的に利用し、会員本人の許可なく第三者に個人情報を開示しない。また、法律の適用を受ける場合や法的強制力のある請求以外には、いかなる個人情報も開示しない。

- ①入会処理その他の業務遂行を目的とする情報管理や収集、書面等の発送及び連絡のため。
- ②ご相談、お問い合わせに関する回答のため。
- ③その他会員のサービス向上を目的とした開発・提供のため。

第16条 会則の改訂

本会則の改訂、変更については、本スタジオが定めるところに依るものとし、その効力は全会員に及びものとする。

第17条 細則

本会則に定めていない事項については、本スタジオが必要に応じて別途定める細則に依るものとし、その効力は全会員に及びものとする。

第18条 合意管轄

本会則に関する裁判上の紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。